

(平成29年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成29年10月5日(木)13時00分～15時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館1階 共用会議室3
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、斧田委員、神山委員、高橋委員、
武田委員、湊委員、室委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税を巡る最近の動向
- (3) 個人住民税の現年課税化
- (4) 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
- (5) 閉会

5 議事の経過

- 総務省より、平成29年度の第1回個人住民税検討会開催にあたり開催要綱の説明及び座長以下委員の紹介があった。
- 総務省より、議事次第の内容についてそれぞれ説明を行い、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

【個人住民税を巡る最近の動向】

- 指定都市における県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、住民税の所得割額を基準としている社会保障制度等について、指定都市とその他の市町村の税率の違いによる不公平感が生じないような仕組みとすることは、重要な点である。

【個人住民税の現年課税化】

- 特別徴収義務者における従業員の1月1日現在の住所地把握について、マイナンバーは法人番号のようにオープンとなっていないため、マイナンバーによる住所地把握はできない。正確な住所地把握のため、扶養親族等申告書において住民票等を添付することも考えられるが、納税者の負担となる。

- 1月1日現在の住所地については、特別徴収義務者からの納付後、市町村においても正しい住所地であるか調べることとなるため、特別徴収義務者においては、誤りであったとしても従業員からの申し出のとおり納付すれば良いのではないか。
- 現在の所得税における毎月の源泉徴収税額の納付は個人単位になっていない。このため、1月1日現在の住所地の誤りによる誤納付を市町村間のやりとりで精算するためには、毎月の納付を個人単位で行う必要があるのではないか。
- 最近、クラウドを活用した給与計算ソフトが出てきている。このようなソフトが中小零細企業にも行き渡れば、現年課税化による事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性がある。このため、企業のIT化の状況や今後の見通しについて議論すべき。

【特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化】

- eLTAXを利用して電子化を行う方法は、現行のeLTAXシステムを活用するため、開発コストが少なく抑えられ、また、現在の税務手続を大幅に変えるものではないため、追加的な事務の発生が少なく、市区町村及び特別徴収義務者にとって受け入れ易いと考えられる。
- 納税義務者単位で電子通知又は書面通知を選択できることとした場合には、市区町村及び特別徴収義務者双方において電子通知と書面通知の2種類の通知の管理が必要となり、煩雑になるが、特別徴収税額通知(納税義務者用)に対して、電子通知の「写し」の交付で足りることが可能であれば、特別徴収義務者単位で一括に電子通知ができることから、市区町村及び特別徴収義務者の負担軽減に大きく寄与することとなる。この点について、改ざん防止の観点から、電子署名と印影を付して通知を特別徴収義務者に送り、印影付きの通知を印刷して交付することとすれば、公文書としての位置づけは維持できると考えられる。
- 電子化した場合も、従来の書面による特別徴収税額通知(納税義務者用)の受領を希望する企業も想定されるため、一定の場合には書面による通知の希望に対応する必要があるのではないか。
- 現行のシステムにおいて、1回の電子署名の付与に要する時間は約1秒と見込まれ、短期間で大量に処理する必要がある市区町村において、電子署名付与

の短期間化が課題となるのではないか。

電子署名を付与するためのICカード、端末等を、必要に応じて複数用意し、並行処理を行うことにより短期間で処理することが可能になるのではないか。

- 既に電子化が可能となっている特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化については、システム改修等の対応を行った市区町村から順次、電子による通知を送付している。しかし、特別徴収税額通知（納税義務者用）が電子化されておらず、特別徴収義務者に送る全ての通知が電子化できないため、費用対効果の観点等から、特別徴収義務者用通知の電子化対応を見送っている市区町村もあるのではないか。

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化にあたっては、電子と書面による通知が混在すると事業者の事務効率化につながらないため、今後、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）と併せて、法律上、電子化対応を義務とすることについても検討の余地があるのではないか。

（以上）